

第2節 石器サイズの検討

石器の長さとの関係についてグラフを提示した。興味深いのは、黒曜石原石と石核のサイズ分布の違いである。石核は長さ2 cm以下がほとんどないのに対し、原石は2 cm以下のものが一定量存在している点である。このサイズの原石は、剥片剥離を行なう石核としては利用されず、直接石器に加工するものと思われる。

楔形石器と石核とを比べた場合、楔形石器は長さ2.5cm以下に主分布があり、石核は逆に2.5cm以上に主分布がある。縄文時代の剥片剥離手法に両極打撃があげられているが、両極打撃の痕跡を有する石器のサイズが小さい部分にかたよることから、両極打撃が石核には適用されていなことを意味するのであろうか。石器両端に打面となる平坦面を持たないほど破碎が進んだ石核が楔形石器として認識されているとも考えられる。

石鏃は長さは2.5cm以下が大半である。注目されるのは幅が1 cmより広いことである。石核・原石・楔形石器のグラフと重ねてみると、各石器の分布の右下部分に石鏃の分布が位置する。3者と比べた場合長さでは最低部分であるが、幅では広い方向を占拠するのである。つまり3者のグラフの左下部分は石鏃の素材と成り得ないのである。言い換えると、石鏃の素材とは成り得ない石材も持ち込んでいるのである。その部分に入る石器は石鏃や楔形石器であるが、石鏃を作るために石材を持ち込み、その残りで石鏃や楔形石器を作るのではなく、当初から石鏃や楔形石器にするための素材も持ち込んでいるとすることができる。

今回は提示しなかったが、黒曜石原石のサイズより大形の剥片や石器が存在し、原石からの加工ではなく、剥片の状態を持ち込まれた黒曜石も存在する。

堆積岩系搬入石材は長さ6～7 cm台のものと9 cm以上のものとに二分できる。礫石皿も長さ30 cm未満と40 cm以上に二分可能である。サイズによる使い分けがなされていた可能性が高い。

礫については、五領ヶ台Ⅱ式期の3号住居跡内ピット充填小礫の重量分布を示したが、100 g未満が大半を占める。住居跡覆土中の焼け礫や非焼け礫は100 g台が最も多いが、これは取り上げ段階で5 cm未満のものを一括で取り上げたため、このグラフには示されていないからである。したがって、本来は100 g未満が最も多くなるものと思われる。

第3節 遺物分布の「多種物混在分散傾向」と解釈

縄文時代の遺物の分布を検討した結果、土器や石器、礫などの分類や大きさの如何にかかわらず、平面的にも垂直分布的にも、均等に分散し混在している状況が読み取れた。こうした分布状況を「多種物混在分散傾向」と表現した。

縄文時代の生活活動を考えた時、それぞれの作業で特定の道具を用い、その終了後に不用になったものは廃棄されただろうが、その結果が「土器塚」や石器集中部、集石などを構成することになる。こうした、遺物の分布状況を「特定物分離集中傾向」と表現すると、縄文時代の人間活動においても、一旦はこうした「特定物分離集中傾向」を示した遺物分布を示していた可能性がある。しかし、それらは攪乱され最終的に「多種物混在分散傾向」を示す遺物分布へと変換されるのである。この変換過程を論議する必要がある。

攪乱作用を考えると、畑耕作など土壌攪乱を伴う活動が考えられるが、縄文時代の遺物群は礫や石器といった硬質の遺物を多量に含み、しかも1 kgを越える重量物も多い。土器が細かく碎かれて行く過程は畑耕作で想定可能であるが、こうした硬質遺物、重量遺物は畑耕作では排除されただろうし、そうした場合、こららは「特定物分離集中傾向」を示したはずである。

遺物群は住居跡単位では各所属時期の特長を示している。諸磯b式期ではその時期の土器が覆土中に分散し、それ以外の新しい時期の土器は覆土上面に分布する。こうした分布上の特長をもつからこそ、時期の特定が可能である。石器では、石鏃の形態差が住居跡間で読み取れ、礫器や凹石に時期的な偏りが確認できた。このことから、生活活動の廃棄物は住居跡周辺に置かれたことが分かる。しかし、出土するのは住居跡を埋める覆土の中であり、一次的な位置ではない。住居跡周辺にあったものが住居跡廃絶と同時に覆土を構成するという状

況を考えなければならない。住居の構造を考えると、茅などの屋根の上に土を被せて覆うことが想定されている。この土の中に遺物が混入していたことも考えられる。屋根は定期的に葺き替えられ、その度に土が屋根から排除され、再び乗せられるという土にとっては攪乱行為がなされるのである。この場合、重量物は屋根押さえるために積極的にこの中に入れられ、均等に配置されたことだろう。こうして、「特定物分離集中傾向」を示していただろう住居跡周辺の生活活動の痕跡は、ことごとく攪乱され屋根の上の土の中に混入されたと推定したい。

住居跡廃絶にあたっては、屋根の上の土も含めて上屋が排除され、床面が露出した状態で放置されたとすると、硬い床面は乾燥、雨、霜柱などで破壊されただろうことは実験によって確認されている（保坂康夫1997「堅穴住居址の掘削痕への着目－なぜのこらないかを考える－」『山梨県考古学協会誌』第9号）。おそらく、柱材など再利用できるものが取り除かれ、潰されて屋根を覆う土とともに堅穴が埋められたものと推定したい。こうした推定によれば、「多種物混在分散傾向」の背景となる攪乱行為が説明可能である。

第4節 酒呑場遺跡中期中葉の土器

I段階（貉沢式並行）本遺跡では、前・後半の2段階に細分が可能である。

I-1段階 勝坂成立期に充てられる。五領ヶ台期の様相を継承するもの（1）、新埼式系統のもの（2）、平出Ⅲ類A（3）で構成される。

1は、口縁部に沿って、幅広角押文が施文され、さらにその下に角押文が、その直下から括れ部まで等間隔に垂直に沈線が施文されるが一揆に先刻するものでなく、1～3cmで留め押しして沈線と角押文との中間的性格を有している。胴部は無文地に直角に粘土紐が粘貼され。2は、筒型で、口縁部が緩やかに外反して、胴部が僅かに膨らむ形態である。口縁部文様帯、胴部文様態に分かれる。上部文様態は口縁部下部に縄文帯を挟んで、口縁部及び括れ部上部に、半裁竹管を押し当て半円形状の頂部をつくり、外側2本と中央1本の直線による印刻で疑似蓮華状文が作出され一周する。胴部は半裁竹管工具と削りだしの手法による半肉隆線で縦位区画が基本となり継ぎ手文も看取される。口縁部には小突起を有しそれから（し）字状文が垂下する。4は、住居一括資料であり、大部分はⅡ段階としたが以下の事由により古式と考えⅠ段階に組入てある。口縁部文様帯は形成しない、口縁部より懸垂文が垂下する。半竹工具により横位に線引きされ、その上に交互刺突、爪形押し引文が、又わずかな無文部が認められるがそこには波状沈線が施文される。

I-2段階 隆帯文脇に幅広角押文、角押文が施文されるものが主流となるが、角押文のみで施される例も存在する。文様帯は多段化する。口縁部は、（の）字状突起、による4単位区画が主流となり（6、7、13、15）、区画内には角押文によるコ字状文を連続配置するもの、角押文が全面に充填されるものがある。長楕円を4単位・3段に配置する例は、突起状に途切れた口縁部より隆帯文が二条クランク状隆帯文が反射状に垂下して、括れ部楕円文様帯を形成する。

非在地系では、斜行沈線文系（11、12、13）、北陸系（15）が認められる。14は、4単位の「の」字状の捻り文で区画され、区画内は斜行沈線文で充填される。胴部上部には貼り付け文による楕円区画がそれ以下では無文地に懸垂文が施される。11は、口縁部には交互刻み目文、括れ部及胴部上端に楕円区画文帯が施される。15は地文縄文の胴部に半肉状隆線文が削り出されている。

I-3段階 「の」字状突起から発展したと考えられる4単位捻り状口縁部が認められる。口縁部文様帯は、隆帯文によって複合三角区画が施され、隆帯文脇には、幅広角押文が施されて、区画内には、角押文による波状、縦位沈線が認められる。文様帯は多段化が定着している。胴部以下では、隆帯文脇・幅広角押文によりクランク、X字状に施される。また括れ部より底部にかけては、北信系と考えられる逆U字状懸垂文が看守される（17）。

Ⅱ段階 幅広角押文、角押文にペン先状工具による押し引文が加わるが角押文は隠退の傾向を示す。Ⅰ区では本段階の住居の発見は少ないが56号住居にまとも土器が検出される。形態は底部から胴下半までは直立す